

## 感染症予防教材(手洗いチェッカー)のご案内

県央保健所では、管内(諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町)にある学校、医療機関、施設、企業、その他の機関、団体等に対して、手洗いが適切にできているか確認できる『手洗いチェッカー』を無料で貸出を行っています。

感染症予防に関する研修会や事業等を開催される際には、是非ご利用ください。  
なお、営利目的の利用に対しては、貸出を行いませんのでご了承ください。

### 【手洗いチェッカー】

① スタンド型(低いタイプ):2台

② スタンド型(高いタイプ):2台



③ ボックス型(折りたたみ式):3台



※手洗いチェッカーを使用する際には手洗いを確認するための専用ローションが必要です。

※初回時のみ専用ローションの貸し出し出しをしますので、2回目以降は教材に係る消耗品は、予めご準備ください。

※①②はコンセント式、③は電池式

## 【使用方法】

- ① スタンド型の場合は、専用ライトの下に手を差し入れます。



- ② ボックス型の場合は、ボックスの中に手を差し入れます。



1. 専用のローションをワンプッシュ(約 1mL)手に取り、まんべんなくぬり広げます。
2. 手洗い用石けん液を使って、普段通りの手洗いを行います。
3. 専用ライトを取り付けた本体に手を入れます。
4. 洗い残した部分が光ります。

## 【申込・利用方法】

1. 電話等で県央保健所(担当:健康対策班)に利用可能か確認をしてください。
2. 利用可能な場合は、以下の事項を伝え、予約を入れます。利用期間は 2 週間を上限としています。利用希望が集中した場合には、貸出・返却日の調整を行う事がありますので、ご了承ください。
  - ① 機関・施設等名・担当者・連絡先(電話番号)
  - ② 教材の種類(スタンド型・ボックス型)・台数
  - ③ 利用期間
3. 事前に県央保健所のホームページより『借用願』をダウンロードし、FAX で送信するか、予約当日に県央保健所で『借用願』を記入し、教材を受け取ることも可能です。
4. 教材は借用願に記載した返却日までに、『教材利用報告書』と併せて返却してください。他の利用者に迷惑がかかりますので、返却日までに必ず返却してください。返却日より早く返却される分は問題ありません。『教材利用報告書』は県央保健所のホームページよりダウンロードするか、貸出時にお渡しします。